

2022年3月14日

宮城県環境生活部
食と暮らしの安全推進課食品安全班 御中

消費者行政の充実強化をすすめる懇談会みやぎ
住所 仙台市青葉区柏木1-2-45 フォレスト仙台5階
電話番号 022-276-5162
座長 野崎 和夫（宮城県生協連 専務理事）

構成団体

宮城県生活協同組合連合会 専務理事 野崎和夫
特定非営利活動法人仙台・みやぎ消費者支援ネット
副代表理事 若狭久美子
宮城県地域婦人団体連絡協議会 会長 大友富子
宮城県消費者団体連絡協議会 会長 玉手富美子
みやぎ生活協同組合 常務理事 小澤義春
生活協同組合あいコープみやぎ 理事長 高橋千佳
公益財団法人みやぎ・環境とくらし・ネットワーク
理事 冬木勝仁

令和4年度宮城県食品衛生監視指導計画（案）への意見

食生活は、私たちの生命と健康を支える基礎となるものです。

食品表示は、2015年に新しく食品表示法ができて以来、機能性表示食品や栄養成分表示の義務化、原料原産地、原産国、遺伝子組み換え食品、食品添加物など食品表示基準の見直しが行われ、2020年4月から新ルールによる表示に移行されています。

また、2020年6月から食品を扱う全事業者に対してHACCPによる衛生管理の義務化が行われました。

一方、消費者全体に健康志向の高まりが見られ、健康食品の利用も広がっていますが、健康食品による健康被害という新たな問題も浮上しています。対面での消費者教育の機会が減少するなか、今後は一層、行政・事業者・消費者間で新たな手法のリスクコミュニケーションが求められます。

県民が健やかな食生活を営むための食品の安全性や信頼性の確保のために、消費者の声を盛り込んだ「計画」になるよう、策定にあたって下記の意見を提出いたします。

記

1. 第3重点取組1-(2)食品の適正表示の推進について

適正な食品表示を推進するための支援について、食品衛生責任者を対象とした講習会等のほか、出前講座や制度改正に関する事業者向け研修会等を通じた啓発と情報提供を実施していますが、食品等を取り扱う事業施設において適正な食品表示を推進するためには、核となる人材を育成する必要があります。

監視指導や周知を行うだけでなく、人材育成のための講習会及び同講習会受講済みの者を対象としたフォローアップ講習会などを開催し、適正な食品表示を推進するための支援を行うことについて追記してください。

2. 第3重点取組 2-(1)-ロ調理従事者を介して発生する食中毒の防止について

- (1) 食中毒対策は未然防止の観点での取り組みが必要と考えます。ノロウイルスによる食中毒を防止するためには、調理従事者の正しい手洗いや健康管理が重要です。HACCPに沿った衛生管理をすることで、ノロウイルスによる食中毒の未然防止につながることを食品等事業者理解されるよう指導及び助言を行ってください。
- (2) 新型コロナ対策として行っているアルコール消毒で十分だと思っている県民も多数おりますことから、ノロウイルスによる食中毒防止対策は、手洗いが重要であることについて県民に対して情報提供することを記載してください。

3. 第4-6- (3) 健康食品における対応について

- (1) 近年、医薬品成分が含まれている「いわゆる健康食品（無承認無許可医薬品）」の販売事例が多数報告されています。この無承認無許可医薬品は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく品質・有効性・安全性の確認がなされていないことから、摂取により健康被害が生じる危険性があります。
法律を所管する部署と連携して情報収集等を行うだけでなく、新たに「いわゆる健康食品等の監視指導」の施策を追加し、医薬品成分を不正に配合した健康食品による健康被害を未然に防止するため、関係機関と連携した監視指導を実施してください。
- (2) インターネット等を利用して海外から購入する海外の医薬品等は、医薬品医療機器等法に基づく品質等の確認がなされていません。医薬品等に限らず、インターネット等で個人輸入できる「いわゆる健康食品」として販売されている製品については、国内における品質や安全性が確認されていないものを個人の責任の下で購入使用します。
食品等の個人輸入のリスクについて、消費者へ周知する旨を監視指導計画に入れてください。

4. 第6-4 消費者への食品等による健康被害防止のための情報提供について

- 行政・事業者・消費者間でのリスクコミュニケーションについては、オンラインなどを取り入れた新たな手法のリスクコミュニケーションが求められます。
- 食品表示は県民の食品選択における重要な情報源であることから、県民へ食品表示制度変更等の情報提供及び周知徹底することについての項目を追加してください。

以上